

全外食健発 第28号
平成28年4月18日

事業主様

全国外食産業ジェフ健康保険組合
理事長 大河原 毅
[公印省略]

熊本地震に係る健康保険の特例措置について

平素は、当健康保険組合の事業運営につきましては格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの熊本地震の被災地の皆様方には慎んで心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震で被災された被保険者・被扶養者の方に対して別紙のとおり、健康保険の特例措置が講じられております。

つきましては、貴事業所において被災地に、当組合の被保険者・被扶養者の方がおられましたら、ご連絡いただき、特例措置についての周知を図っていただきたく、お願い申し上げます。

健康保険組合からのお知らせ

熊本地震に被災された皆様へ

全国外食産業ジェフ健康保険組合
理事長 大河原 毅

このたびの地震において、被害にあわれた被保険者及び被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震で被災された当健康保険組合の被保険者及びその被扶養者の方には、次のような特例措置が講じられています。

健康保険証がない場合でも病院・診療所で受診できます

健康保険証(被保険者証)の再交付が間に合わない場合でも、保険医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できるようになっています。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 勤務する事業所名

健康保険組合では健康保険証(被保険者証)を紛失・消失された方への再交付を行っていますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、被保険者証の再交付については、通常事業主を経由していただきますが、それが困難なときは健康保険組合に直接連絡してください。

その他、被災の状況に応じて、保険料の納期限の延長及び納付猶予等の特例措置が講じられますので、お困りのことがございましたら当健康保険組合までご連絡ください。

(連絡先)

全国外食産業ジェフ健康保険組合
東京本部総務課 TEL 03-5403-1062
近畿支部総務課 TEL 06-6344-8417